



接続約款変更認可申請書

西相制第 91 号
平成 22 年 11 月 26 日

総務大臣
片山 善博 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくぼんぼちよう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町 3 番 15 号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしきがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸一

登録の年月日及び番号

平成 16 年 4 月 1 日 第 234 号

電気通信事業法第 33 条第 2 項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成 23 年 2 月 1 日より実施します。
------	---------------------------------

電気通信事業法第33条第2項及び第7項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(8)-9 (略)	(略)
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2(料金額)2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる機能、2-8第2欄及び第3欄ア欄に掲げる機能並びに2-11第1欄、第2欄及び第10欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(9)～(16) (略)	(略)
(17) 番号データベース接続機能の適用	番号データベース接続機能(2(料金額)2-8第3欄ア欄に規定する機能に限ります。)については、1接続3分ごとの料金額に3分単位の接続時間を乗じて算定した料金額及び1検索ごとの料金額に検索回数に乗じて算定した料金額を合計した額を適用します。
(18)～(31) (略)	(略)

2 料金額

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(5)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	ア～イ(略)	(略)	(略)	_____
	ウ 番号データベース接続機能ア欄を利用する場合	1 接続3分までごとに	0.00000964 円	
	エ～カ(略)	(略)	(略)	
(7)～(8)(略)				(略)

新

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(8)-9 (略)	(略)
(8)-10 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能に係る料金の適用	2(料金額)2-2第6欄に掲げる網使用料については、2-2第1欄に掲げる機能及び2-8第2欄に掲げる機能並びに2-11第1欄、第2欄及び第10欄に掲げる機能を利用した場合において適用します。
(9)～(16) (略)	(略)
(17) (削除)	(削除)
(18)～(31) (略)	(略)

2 料金額

2-2 端末系交換機能

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(5)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(6) 携帯・自動車電話事業者特殊精算機能	ア～イ(略)	(略)	(略)	_____
	ウ (削除)	(削除)	(削除)	
	エ～カ(略)	(略)	(略)	
(7)～(8)(略)				(略)

2 - 8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(2)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 番号データベース接続機能	ア 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等を自動で案内する機能	1 接続3分までごとに	16 円	第4条(端末回線線端接続事業者の料金及び技術的条件等)に規定する端末回線線端接続事業者に適用します。
		1 成功検索ごとに	48 円	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)
	ウ 第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1欄又は第2項に規定する箇所での接続により、番号案内データベース設備及びその附帯設備を利用し、当社又は他事業者の契約者の契約者回線番号等の案内情報を提供する機能	1 案内ごとに	4.93 円	_____
エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

2 - 8 番号案内機能等

区 分		単 位	料金額	備 考
(1)～(2)(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(3) 番号データベース接続機能	ア (削除)	(削除)	(削除)	(削除)
		(削除)	(削除)	
	イ (略)	(略)	(略)	(略)
	ウ (削除)	(削除)	(削除)	(削除)
エ (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(4) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成23年2月1日から実施します。